

2018年11月15日

福島県知事
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副 団 長 阿部裕美子
副 団 長 宮川えみ子
幹 事 長 宮本しづえ
政調会長 吉田 英策

2019年度県予算編成に関する申し入れ（第一次）

はじめに

本県はいまだ県発表だけでも4万3千人もの避難者を抱え、時間の経過とともに変化し複雑化する原発事故の被害の中で大震災・原発事故から9年目を迎えようとしています。10月28日、県知事選挙が投開票され、内堀知事が再選されました。

10月2日、第4次安倍政権が発足、24日臨時国会が開会しました。自民党は今国会での改憲案提示をにらみ、国会の憲法審査会などでの議論をすすめる構えです。しかし、この間の安倍首相の一連の発言が憲法の「尊重擁護義務」（99条）違反や、三権分立の原則、自衛隊の政治的中立に反していると、厳しい批判を浴びています。現職の首相が改憲をあおりたてるのは、歴代政権では見られなかった異常事態です。最新の共同通信の世論調査でも、改憲の自民党案を今国会に提示するとの首相の意向に「賛成」は35.3%で「反対」が54.0%を占めるなど、どの世論調査を見ても国民は改憲を求めていることは明らかです。

また安倍首相は政権復帰以来、大企業には4兆円以上も減税する一方、来年10月から消費税率10%への引き上げを強行する構えです。「軽減税率」導入などは、消費者や中小業者に大変な混乱をもたらすことは必至です。景気対策と称して、クレジットカード払いでのポイント還元やプレミアム商品券などの対策を打ち出していますが、消費税を増税しないことがなによりもの景気対策です。

一方、軍事費で航空機などの高額兵器を次々と購入し、代金を「ツケ払い」する「後年度負担」が安倍政権の下で大きく膨れ上がり、後年度負担は2018年度当初予算で初めて5兆円を突破しました。歯止めのない大軍拡にストップをかけ、軍縮へ転換すべきです。

また日本で就労する外国人の受け入れ拡大に向けた出入国管理法（入管法）改定案を閣議決定し、来年4月の導入に向け今国会成立を狙っています。今でさえ外国人労働者の人権侵害など問題が次々指摘されており、受け入れ拡大は無権利状態に置かれる外国人労働者の増大に拍車をかけることから、拙速な法案成立はやめるべきです。

さらに原子力規制委員会は、運転開始から40年を迎える東海第二原発（茨城県東海村）について最長20年の運転期間の延長を認可しました。2011年の東京電力福島第一原発事故後の法改定で、運転期間は原則40年とされたルールをないがしろにする規制委員会の姿勢は重大であり、老朽原発の再稼働推進は許されません。

避難指示解除後の帰還率は2割に留まり、住民の帰還は進んでいません。生活再建の見通しが立てられない避難者が半数にのぼるにもかかわらず、賠償打ち切り、住宅無償提供の打ち切

りなど被災県民切り捨てが進められています。また、復興期間終了後の国の施策が明確にされない中、県民や自治体から必要な予算確保、支援策の継続などの要望が出されています。

東日本大震災と原発事故から9年目となる新年度は、知事が安倍政権のあらゆる分野にわたる暴走政治と正面から対峙することなしには、県民のいのちと暮らしは守れません。本県の復興の大前提は、国と東京電力の加害者責任を明確にし、事故原因の解明と完全賠償、徹底した除染を行い、福島県から「全国原発ゼロ」を発信することです。そして、県が復興スローガンに掲げる「原子力に依存しない社会—再生可能エネルギー先駆けの地—」「日本—子育てしやすい県—」「全国に誇れる健康長寿の県」の真の具体化を図ることです。

以上の観点から、本県の来年度予算編成にあたって以下の項目の実現を求めます。

一、2019年度県予算編成方針について

- 1、県の復興ビジョンに掲げた「日本—子育てしやすい県—」、「全国に誇れる健康長寿の県」、「再生可能エネルギー先駆けの地」を推進するための予算を、文字通り県予算の中心にすえること。
- 2、「人口減少」対策として、全国トップクラスの県民1人当たりの財政力を生かし、全国最下位クラスとなっている医療、介護、福祉、子育て、教育へ県予算を重点配分すること。これらの分野には、一律の上限枠を設けないこと。
- 3、浜通りの復興については、「イノベーション・コースト構想」による大型開発や施設整備、企業誘致を中心とした復興事業ではなく、地元中小企業など被災事業者の再建、農林水産業の再建に力を注ぐこと。
- 4、住宅リフォームや商店リニューアル助成制度で、県内の仕事興しにつなげること。廃止された農家戸別所得補償制度に代わる県単の補助制度を創設すること。中小企業や農林業に対する支援を強化し、後継者や新規就業者の育成など、ソフト面における県独自の支援策を拡充すること。
- 5、大震災・原発事故以降の県職員・教員の過重労働と多忙化により病欠が年々増加していることから、知事部局と教育庁における県職員と教職員の大幅増員を図ること。合わせてワークライフバランスの実現を図ること。

二、原発ゼロの実現を

- 1、福島第二原発廃炉を正式決定し、廃炉までの道筋を具体化するよう東京電力に求めること。
- 2、県は、原発事故被災県として全国の原発の再稼働に反対し、原発ゼロを発信すること。
- 3、東海第二原発など老朽原発の再延長には反対すること。
- 4、国会に提出されている「原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案」のすみやかな審議と成立を求めること。
- 5、福島第一原発3号機での使用済み燃料取り出しにかかるトラブルの原因究明と、確実に安全な廃炉作業の実施を東京電力に求めること。
- 6、甲状腺検査をはじめ、県民の健康を確保するために必要な検査・健診を継続すること。
- 7、リアルタイム線量測定システムの撤去に反対すること。
- 8、放射能汚染水の海洋放出に反対すること。
- 9、廃炉作業に従事するすべての労働者の健康管理を徹底し、過労死や事故のない安全な職場を実現するよう求めること。
- 10、原発、石炭をベースロード電源とするエネルギー基本計画の見直しを求めること。

三、除染、賠償、被災者支援について

(1) 除染の促進について

- 1、ホットスポットのフォローアップ除染については、国が認めない場合でも市町村が必要と判断した場合は実施できるよう県は市町村を支援すること。
- 2、帰還困難区域の特定復興再生拠点の除染については、放射線量低減目標を年間20ミリシーベルトではなく、1ミリシーベルトに近づけるよう徹底した除染を国に求めること。
- 3、特定復興再生拠点は生活拠点となることから、区域の周辺を含めた除染を行うよう国に求めること。
- 4、除染事業の透明性を確保するとともに作業員の処遇を改善するため、危険手当の適正な支払いはもとより、設計単価に見合う適正な労賃が支払われるよう事業者指導を徹底するよう国に求めること。
- 5、森林除染は生活圏森林に留めず、人が立ち入る里山除染を推進するよう国に求めること。
- 6、除染の除去土壌を公共事業に再生利用することは、実証事業を含め県民から強い反対があることを踏まえ強行しないよう国に求めること。
- 7、南相馬市で実施している除去土壌再生利用に関する実証事業は、事業終了後約束通り撤去すること。
- 8、仮置き場や現場保管から中間貯蔵施設への搬入を計画通りに推進し、除染廃棄物は生活圏内から早期に搬出するよう国に求めること。
- 9、仮置き場の原状復帰は地権者の要望を丁寧に聞いて対応するよう市町村を支援すること。

(2) 賠償の継続と拡大について

- 1、県民が被った精神的賠償に対する追加賠償を求める判決に県はコメントしないとの態度を改め、被災県民の立場で国と東電に賠償の見直しを求めること。
- 2、加害者東電による一方的賠償打ち切りは許されない。避難指示解除後も住民が帰還できない状況を踏まえて、県は原子力損害賠償紛争審査会に対し、適切な賠償を行うための指針の見直しを求めること。
- 3、裁判に代わる機関として設置された原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の和解案の受け入れを義務付けるよう国に求めること。
- 4、県の原子力損害対策協議会の全体会を開催し、賠償の実態を共有し完全賠償を求める県民運動を起こすこと。
- 5、農林業に関しては深刻な被害が続いている。賠償打ち切りは福島県経済を直撃することから農林漁業賠償については、県が主導して継続をさせ、国・東京電力に求めること。
- 6、賠償金は非課税とするよう求めること。

(3) 被災者支援について

- 1、原発事故さえなければ起こりえなかった避難者はすべて被害者の立場で、住まいの確保を始め必要な支援を継続すること。
- 2、災害救助法に基づく仮設・借り上げ住宅については、打ち切り先にありきのこれまでの対応を改め、県として避難者、被災県民個別の事情に応じ柔軟に対応するため、住宅の無償提供、家賃補助を継続すること。
- 3、東京電力の家賃賠償に代わる県の補助を継続するとともに、申請に係る事務処理の迅速

化を図ること。未申請者については個別に周知を図ること。また、財源については東京電力に負担を求めること。

- 4、帰還を希望する住民が安心して戻り生活できるよう、医療、介護体制を強化すること。
- 5、避難地域に適用されている税や医療、介護の保険料・利用料減免については、復興期間が過ぎても継続するよう国に求めること。
- 6、2018年度からの介護保険料改定により、葛尾村が全国トップとなったほか全国トップテンに6つの自治体が入ったことを踏まえて、避難に伴う要介護者増の特殊事情を勘案した特例措置を国に求めること。
- 7、復興住宅の家賃について、政令月収15万8千円を超過する世帯に来年度から発生する割り増しは行わないこと。併せて県の家賃減免制度を積極的に適用し、低所得者の負担軽減を図ること。近傍家賃の基準を、岩手県と同様に最も低い住宅に合わせ設定すること。
- 8、避難自治体は人口減少、職員の疲労等で自治体運営が困難をきたしていることから、職員派遣を継続するとともに、財政支援の強化を国に求めること。
- 9、災害援護資金の返還困難な世帯については、返還免除等の措置を講じること。

四、災害対策について

- 1、異常気象による大災害や地震が多発していることから、橋やトンネル、学校や病院など公共施設の老朽化対策、耐震対策の予算を増額して計画的に進めること。
- 2、河川に堆積する土砂の撤去や立木、灌木の撤去や堤防の強化など、改修、整備をすすめること。
- 3、火山や地震の観測強化を国に求めるとともに、県民への正確な情報発信に努めること。
- 4、地域の防災力を高めるために消防職員の増員、消防団の組織強化のため市町村を支援すること。
- 5、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難計画、避難訓練が確実にできるよう市町村と事業者を支援すること。
- 6、災害時に避難所に指定される公立学校に食料備蓄倉庫、自家発電設備、通信設備等の整備、洋式トイレ、体育館のエアコン設置など避難所機能の強化を進めること。
- 7、被災者生活再建支援法に基づく支援金額上限を500万円まで引き上げるとともに、半壊、一部損壊も支援対象とするよう国に求めるとともに、県独自の助成制度を創設すること。

五、イノベーション・コースト構想を軸とする復興政策の見直しについて

- 1、復興創生期間の柱に位置づけるイノベーション・コースト構想は、最も事業者数の多い南相馬市で8割近い事業者が「効果が無い」との回答があったことを重く受け止め、事業内容を中央主導、呼び込み型から住民生活に密着した地域循環型事業へ見直すこと。
- 2、浜通り復興の基本は、地域住民が安心して戻り生活できる環境を整備することにある。イノベーション・コースト構想にかかる国の基金、県の関連事業を、住民生活を支援するための事業に活用すること。
- 3、運営費等で大きな後年度負担を伴う大型施設については、既に建設され赤字が確定的となっている復興関連拠点施設を教訓に、必要性を含めて根本から見直すこと。
- 4、温暖化対策に逆行する石炭火発の増設は中止を求めるとともに、そのための小名浜東港の再整備は見直すこと。

六、再生可能エネルギーの推進について

- 1、国連の気候変動に関するパネル（IPCC）が特別報告をまとめたことを踏まえ、本県が掲げる2040年までに「再生可能エネルギー100%」をめざすにふさわしい取り組みを進めること。
- 2、県として再エネの推進にあたっては先駆けの地にふさわしく地域主導型、エネルギー分散型、環境共生型に見直すこと。太陽光・小規模水力などの小規模発電への補助を拡大し、普及を図ること。
- 3、住宅用太陽光発電設備の導入推進にあたっては、数値目標をもって取り組むこととともに、農地活用のソーラーシェアリングの推進を図ること。
- 4、風力発電の集中立地については、環境破壊が懸念されることから、いわき市遠野地区に予定されている三大明神風力発電と遠野風力発電については住民合意がないことから中止を国に求めること。
- 5、太陽光発電では、小規模でも土砂崩壊等の問題が起きていることから、環境破壊にならないよう県独自のルールをつくること。

七、商工業振興、観光推進、雇用の確保について

- 1、県は、「福島県中小企業・小規模企業振興条例」にもとづき、県独自の住宅リフォーム助成制度、商店リフォーム助成制度をつくり市町村と連携し県内中小企業振興のための支援を行うこと。
- 2、復興関連事業が減少していることから、公共事業の分離発注を含め中小業者の仕事興しを行うこと。入札資格のない小規模事業者も公共事業に参加できる仕組みを県としてつくること。県の公契約条例を制定すること。
- 3、被災事業者再建支援事業については、汎用性の高いものも補助対象にするなど運用の改善を図ること。
- 4、観光については、温泉街などの観光地の賑わいを取り戻すために力を尽くすとともに、原発事故被災地の現状を知らせる被災地見学ツアーも観光の戦略として位置付けること。教育旅行の回復に力を尽くすこと。

八、農林水産業の復興について

- 1、福島県の農業に深刻な打撃をもたらす日米FTA交渉の中止を国に求め、「食料主権」を守る立場から、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを目指すよう求めること。
- 2、38%に低下した食糧自給率引き上げのためにも、大規模集約化だけでなく、来年からの家族農業年に呼応し、家族経営を含む多様な経営形態を支援すること。
- 3、若者の就農を総合的に支援する新規就農者支援制度を拡充すること。
- 4、国民の主食、米政策に国が責任をもって取り組むよう、農業者戸別所得補償の復活を国に求めること。国に種子法の復活を求めること。
- 5、農地中間管理機構が行う事業については、大企業等への農地集積が優先されないよう、十分に農業委員会の意見を聴くこと。
- 6、農業従事者の被ばく低減のため、圃場一筆ごとの土壌表面汚染マップを作成すること。
- 7、漁業の本格操業に向けた支援を強化すること。
- 8、イノシシ対策については、被害減少の実感を持ってない状況が続いていることから、管理計画を見直すこと。捕獲の担い手の確保などに必要予算を計上し、埋設・焼却・発酵処理な

ど、負担が少なく効果的な処方を促進すること。

9、米の全量全袋検査を継続すること。

九、福祉型県づくりの推進について

(1) 医療、福祉施策について

- 1、医師不足、看護師不足については県外からの確保などあらゆる対策を引き続き講じること。医大の学生定員130人を維持するよう国に求めること。
- 2、18歳までの子どもの医療費無料化を継続するとともに、国に財源保障を求めること。
- 3、小児科の予防接種の費用を原則として無料とすること。
- 4、子宮頸がんワクチン接種後遺症患者に対し、県として医療費を助成すること。
- 5、県民の健康維持増進のため、がん検診をはじめとする各種健診の受診料軽減で受診率の向上を図るよう市町村を支援すること。
- 6、男女ともに急性心筋梗塞死亡率が全国1位、メタボ割合全国3位などの由々しき事態を改善するために、生活習慣病克服のための施策を県が率先して取り組むこと。
- 7、特定疾患患者が県内で十分な治療を受けられるよう医師の確保対策等を行うこと。
- 8、県内の産科医・小児科医を増やすこと。
- 9、地域医療構想・地域医療計画に基づく県内医療機関の機能再編については、関係者とも協議して進め、県内の医療機能を低下させないように進めること。
- 10、県内の救急体制を強化すること。
- 11、「ひきこもり」の県内の実態調査を行うとともに、支援事業の対象年齢制限を撤廃するよう国に求めること。

(2) 国保事業について

- 1、被保険者の生活状況が悪化する中で、短期保険証、資格証の発行中止を求め、国保税と医療費の減免制度活用について市町村を支援すること。
- 2、国に対し、医療費助成でのペナルティ措置を行わないよう強く求めること。
- 3、構造的危機に陥っている国保事業についてはせめて国保税を「協会けんぽ並み」に引き下げるために、国の負担増を3,400億円にとどめず、全国知事会が要望している1兆円に引き上げるよう国に求めること。

(3) 高齢者福祉、介護事業について

- 1、名実ともに全国に誇れる健康長寿の県づくりを目指して、健康づくりのための専門家による科学的研究と対策を基本に据え、総合的な健康対策を進めること。そのための指導者を育成すること。
- 2、高齢者のフレイル防止、痴ほう症予防及び痴呆高齢者対策を強化すること。
- 3、高齢者が安心して暮らせるために、高齢者施設・在宅サービスとも拡充を図ること。
- 4、低額料金でも入所できる介護施設の拡充を行い、1万人を超えている特養ホームの待機者を解消すること。
- 5、高齢者施設での職員配置基準を拡充し、全国基準を超えた配置に対しては県としての補助を行うこと。
- 6、要支援1・2を対象とする市町村総合支援事業については、サービスが低下しないよう市町村を支援し、財政負担を国に求めること。

- 7、地域包括ケアシステムの構築に向けて市町村を支援すること。
- 8、2025年の介護職員充足率予測が全国47位の本県の介護職員確保のため、対策を強化すること。
- 9、介護保険料・利用料の負担軽減を国に求め、県としても支援すること。
- 10、高齢化社会が進んでいる中、デマンドタクシーなどの公共交通体系を県として構築すること。合わせて、無料パスの支援を行うこと。

(4) 子育て支援について

- 1、妊娠から出産、子育てまで一貫した子育てを支援できるよう子育て世代包括支援センターの全市町村での設置に向け、市町村を支援すること。
- 2、認可保育所待機児童解消のため、認可保育所の増設を進めるよう市町村を支援すること。
- 3、小規模保育所も保育士の有資格者を配置し、保育の質を確保すること。
- 4、保育士配置基準の引き上げとともに、保育士の処遇改善については、すべての保育士に適用されるよう市町村と事業者を支援すること。
- 5、企業内保育所について、県としても実態を把握し、保育の質を確保すること。
- 6、学童保育の待機児童解消をはかること。学童保育の基準に見合う施設整備に向け、県として市町村、事業者を支援すること。
- 7、アレルギー患者対策基本法に基づく実態調査を行い、基本計画を策定すること。保健師、栄養士、養護教諭、保育士などへの専門的な研修を行うこと。
- 8、増加する児童虐待に対応するため、児童福祉司の大幅増員を図るとともに、配置基準の見直しを国に求めること。

(5) 障がい者支援について

- 1、県として、障がい者の法定雇用率を守ること。
- 2、県として、重度心身障がい者医療費助成制度の窓口負担の無料化を図ること。
- 3、障がい者総合支援法の報酬基準を引き上げ、就労支援事業所への成果主義報酬体系は廃止するよう国に求めること。

十、一人ひとりが大切にされる教育の実現について

- 1、県の教育予算を大幅に増額すること。
- 2、貧困と格差が広がっている中、奨学金返済が困難になっている家庭が毎年増加していることから、給付型奨学金を県として創設すること。
- 3、すでに、県内半数の市町村が実施している学校給食費の軽減策については、全県で無償化となるよう県が補助すること。
- 4、小中学校全学年で30人以下学級とすること。高校も同様とすること。
- 5、1学年3学級以下の高校の統廃合計画を画一的に行うのではなく、地域住民の意見を十分聴いて対応すること。
- 6、本県でも不登校やいじめが増加しているが、子どもたちへの十分な対応を図ること。いじめ問題を調査する、第三者委員会の専門委員の報酬を引き上げること。
- 7、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員を図り、複数校の掛け持ちの解消、常勤化など身分の保障、待遇改善を図ること。
- 8、本県教職員の多忙化は全国平均より高い傾向にあり、教職員の長期病気休暇も高止まり

になっていることから、多忙化解消の実施計画の策定にあたっては、正規教員の増員を基本とすること。

- 9、学校司書は、臨時・嘱託職員でなく正規職員を配置するよう市町村を支援すること。
- 10、本県に夜間中学を設置すること。

十一、女性と人権について

- 1、男女が共に子育てしながら働き続けられる環境整備を進めるために、男女の同一労働同一賃金、昇進昇格差別、採用差別、妊娠・出産への不利益の解消など労働条件改善に向け、労働局と連携し、企業への指導、援助を強めること。
- 2、自営業や農業に従事する家族労働を正當に評価し、所得税法第56条の廃止を国に求めること。
- 4、「福島県女性のための相談支援センター」の機能と体制の強化を図り、DV防止法に基づく実効ある措置を実施すること。
- 5、県の女性幹部職員の積極的登用を進めるとともに、各種審議会にも幅広く女性を登用すること。
- 6、圧倒的に女性が多い県職員の臨時職員の正規化を図ること。

以上